

四半期決算短信作成に係る留意事項について（確認用）

本資料の事項は、既に「四半期決算短信作成要領」や「その他の四半期決算短信作成にかかる留意事項」などにおいて、記載上の注意として挙げられている事項ですが、3月末決算会社における第1四半期決算短信の開示時においてご質問の多かった事項や誤解の多かった事項であるため、改めてご確認いただくことを意図して記載しています。

【全般的事項】

〔この項に記載されている項目については、特定事業会社の第2四半期決算短信は対象外です。〕

1．連結財務諸表作成会社における個別業績（実績）の開示について（特定事業会社第2四半期を除く）

連結財務諸表作成会社については、法定開示において個別ベースの情報の開示が行われず、公認会計士のレビューの対象ともならないことから、サマリー情報には個別ベースの情報は記載することとはできません。

また、同様の理由により、四半期個別財務諸表の開示は必要ないものとしていますが、各上場会社の判断のもと、任意で開示する場合は、「5．四半期連結財務諸表」において、必須の記載事項として定められている項目に続けて「参考」と明記して掲載し、所定の事項（公認会計士のレビューを受けていない旨など）を欄外に記載してください。

その他、個別財務諸表以外の個別ベースの情報（個別ベースの「生産・受注及び販売の状況」など）を記載する場合は、「6．その他の情報」に記載してください。

2．当期より四半期会計基準、四半期（連結）財規を適用している旨の記載について（特定事業会社第2四半期を除く）

四半期決算短信の適用初年度については、以下の3か所に「当期より四半期会計基準を適用している旨」及び「当期より四半期連結財務諸表規則（四半期財務諸表等規則）等に基づき四半期（連結）財務諸表を作成している旨」を記載してください。

なお、については記載場所について特にご留意ください（「新TDnet稼動に伴う対応及び四半期決算短信作成に係る留意事項等について」（名証自規G第14号 平成20年6月19日）別添2 3．参照。）。

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

定性的情報の「4．その他」

注記事項の冒頭（継続企業の前提に関する注記の直前）

【記載例（連結財務諸表作成会社の場合）】

当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号）を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。

【サマリー情報に関する事項】

〔この項のうち、7.については、特定事業会社の第2四半期決算短信は対象外です。〕

1. サマリー情報の範囲

個別業績予想や優先株式の配当を開示する際は、サマリー情報の定型的な記載事項の後（「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」の後）に新たにページを設けて記載することとしています。

サマリー情報の範囲には、この新たにページを設けて作成した項目も含まれますので、T D n e t にサマリー情報を登録する際はご注意ください。

2. サマリー情報をT D n e t に登録する際の留意事項

T D n e t に登録する四半期決算短信のサマリー情報のP D F ファイルは、その記載内容について、同時に登録するX B R L 形式によるサマリー情報の数値データと整合を取るため、T D n e t の機能により作成されたP D F ファイル（ ）を使用してください（Microsoft word、excel 等で作成したサマリー情報をP D F 化したファイルは使用しないで下さい。）。

また、四半期決算短信の全文P D F を作成する際も、サマリー情報については、T D n e t の機能により作成されたP D F ファイルを使用してください（T D n e t の機能により作成されたサマリー情報のP D F ファイルと、独自で作成したサマリー情報以外についてのP D F ファイルを結合して作成してください。）。

（ ）T D n e t の機能によるサマリー情報（P D F ファイル）の詳しい作成方法については、T D n e t へログイン後の「ご利用ガイド」画面をご参照ください。

3. 「配当の状況」の記載方法

「配当の状況」における1株あたり配当金を記載する際は、定款に基準日に関する規定があるにも関わらず、配当を行わない場合（（予想）欄については、配当を行わない予想である場合）には、「-」ではなく「0円00銭」と記入してください。

また、定款において基準日が定められていないため、配当を行わない場合は「-」を記入してください。

4. 配当予想・業績予想の修正に関する記載について

「2. 配当の状況」及び「3.（連結）業績予想」の欄外にそれぞれ記載される「当四半期における修正の有無」については、四半期決算短信の開示と同日に変更を行っている場合にのみ「有」を選択してください。

また、ここで「有」を選択した場合でも、配当予想の修正にあっては必ず、業績予想の修正にあっては開示の目安以上の変動がある場合には、決算短信以外に別紙形式による予想の修正等に係る開示が必要となる点にご留意ください。

5．配当予想額・業績予想額を未定とする場合の取扱い

四半期決算発表時において配当予想額についてやむを得ず未定とする場合は、サマリー情報の「配当の状況」欄における1株当たり配当金は「-」を記入し、欄外に当該期間について配当予想額が未定である旨を記載した上で、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由並びに予想額の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。

また、業績予想額を未定とする場合はサマリー情報の業績予想欄を削除し、表題の下に業績予想の開示ができない旨を記載した上で、「(連結)業績予想に関する定性的情報」において、配当予想を未定とする場合と同様に、合理的な理由並びに予想の開示が可能となった時点で速やかに開示する旨及びその開示を行う時期の見込みを記載してください。

なお、配当予想額・業績予想については予想値を開示することを原則とし、未定とするのはやむを得ない理由がある場合に限られます。その際は必ず未定とする旨について、事前に取引所の担当者までご相談頂きますようお願いいたします。

6．「会計処理の原則・手続、表示方法の変更の有無」の記載について

早期適用が認められている会計基準について早期適用を行った場合は、「4．その他 (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」()において、「その他」について「有」を選択することとしています。

これに関連し、特にご留意いただきたい点として、「リース取引に関する会計基準」(以下、「リース基準」)については、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の「年度末」から適用することとされており、同連結会計年度等に係る「四半期」についてはその翌年度から全社について適用される旨が定められています。

したがって、例えば、平成21年3月期に係る第2四半期においてリース基準を適用する場合は、早期適用に該当するため、「 」について「有」を選択することになる点にご留意ください。

() 特定事業会社の第2四半期については「4．その他 (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更」と読み替えてください。

7．連結財務諸表作成会社の個別業績予想の記載方法(特定事業会社第2四半期を除く)

四半期決算短信において、連結財務諸表作成会社が個別業績予想について記載する場合は、サマリー情報の定型的な記載事項の後に、新たにページを設けて記載してください。

また、直前に開示された個別業績予想(前連結会計年度に係る決算短信において開示した業績予想を含む。)から修正を行った場合は、業績予想数値を記載した欄外に修正を行った旨を記載した上で、修正についての具体的な内容は、「連結業績予想に関する定性的情報」や業績予想の修正に係る適時開示資料に記載してください。

なお、業績予想の修正に関して、開示の目安以上の変動がある場合には、四半期決算短信においてその内容の説明を行った場合であっても、別途開示資料を作成し、業績予想の修正の内容についての説明を行う必要がある点にご留意ください。

【定性的情報に関する事項】

〔この項に記載されている項目については、特定事業会社の第2四半期決算短信は対象外です。〕

1. 「(連結)経営成績に関する定性的情報」の記載対象期間(特定事業会社第2四半期を除く)

「(連結)経営成績に関する定性的情報」には、原則として当四半期連結累計期間(期首からの累計期間)における業績全般や、セグメント(セグメント情報を開示している場合)・事業分野別の動向に関する分析を記載することとしています。

ただし、四半期連結会計期間(3か月)に係る損益計算書を開示している場合は、四半期連結会計期間(3か月)に係る定性的情報を記載することも可能です。

なお、その場合は、「当連結会計年度(事業年度)に属する当四半期(連結)会計期間以前の期間に関する(連結)経営成績に関する定性的情報については、当該四半期決算短信を参照する」旨を記載してください。

【財務諸表等に関する事項】

〔この項に記載されている項目については、特定事業会社の第2四半期決算短信は対象外です。〕

1. 前年同四半期に係る四半期財務諸表の取扱い(特定事業会社第2四半期を除く)

四半期決算短信の適用初年度においては、前年同四半期にかかる財務諸表(四半期(連結)損益計算書、四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報)は冒頭に「参考」である旨を明記した上で、当四半期に係る財務諸表等とは別に記載することとしています。

ここで、前年同四半期に係る四半期(連結)損益計算書については、「参考」であっても、開示は必須となりますので、ご注意ください。

2. 「参考資料」として記載される四半期財務諸表の開示順序(特定事業会社第2四半期を除く)

「参考資料」として開示されることとなる四半期決算短信の適用初年度における前年同四半期財務諸表(四半期(連結)損益計算書、四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書、セグメント情報)及び連結財務諸表作成会社の四半期個別財務諸表については、「5. 四半期連結財務諸表」の中(「6. その他の情報」の前)において開示してください。

なお、個別財務諸表以外の個別ベースの情報(個別ベースの「生産・受注及び販売の状況」など)を記載する場合は、「6. その他の情報」に記載してください。